第十三条　他の協定及び従前の取決め

1　この協定は、その効力発生の後は、第三条の規定に従って実施されるこの協定の対象となる事項に関し、航空の安全に関する日本国と欧州連合構成国との間の二国間の協定又は取決めに優先する。

2　航空の安全に関する日本国と欧州連合構成国との間の二国間の協定又は取決めは、第三条の規定に従って実施されるこの協定の対象となる事項に関し、第二十条2の規定に基づく暫定的適用の期間中停止する。

3　両技術機関は、適当な場合には、両技術機関の間の従前の取決めを修正し、又は終了させるために必要な措置をとる。

4　1及び2の規定が適用される場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、他の国際協定に基づく両締約者の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十四条　適用

この協定は、その附属書に別段の定めがある場合を除くほか、日本国においては民間航空に関する日本国の規制上の制度について、欧州連合においては民間航空に関する欧州連合の規制上の制度について適用する。

第十五条　第三国の参加

両締約者は、この協定に基づく協力への想定される第三国の参加によりこの協定による利益を最大にするという目標を共有する。このため、第十一条の規定によって設置される合同委員会は、適当な場合には、当該参加のための条件及び手続（この協定の必要な改正を含む。）を検討することができる。

第十六条　意見の相違についての協議及び解決

1　両締約者は、この協定の解釈又は適用についての両締約者間の意見の相違を両締約者間の協議（第十一条の規定によって設置される合同委員会の会合を通じた協議を含む。）によって解決するためにあらゆる努力を払う。

2　両技術機関は、第三条2に規定する実施手続の解釈又は適用についての両技術機関の間の意見の相違を両技術機関の間の協議によって解決するためにあらゆる努力を払う。当該意見の相違が両技術機関の間の協議によって解決されない場合には、いずれの技術機関も、当該意見の相違を両締約者に付託することができるものとし、両締約者は、この事項について協議（合同委員会の会合を通じた協議を含む。）を行う。

3　1及び2の規定にかかわらず、いずれの締約者も、この協定に関する全ての事項について他方の締約者との協議を要請することができる。両締約者は、その要請から四十五日以内に両締約者が合意する時に協議を開始する。当該協議については、合同委員会の会合において行うことができる。

第十七条　相互受入れの義務の停止

1　一方の締約者は、他方の締約者がこの協定に基づく義務に対する重大な違反を行った場合には、第四条1の規定に基づく受入れの義務の全部又は一部を停止する権利を有する。

2　一方の締約者は、受入れの義務を停止する権利を行使する前に、他方の締約者の是正措置を求めるために前条の規定に基づく協議を要請する。両締約者は、当該協議が行われている間に、適当な場合には、その停止の影響を検討する。

3　この条の規定に基づく権利については、他方の締約者が2に規定する協議の後適当な期間内に是正措置をとることができなかった場合に限り、行使する。一方の締約者は、当該権利を行使する場合には、当該他方の締約者に対し、受入れの義務を停止する意図を書面によって通告し、及びその停止の理由を詳述する。

4　3に規定する停止は、通告の日の後三十日で効力を生ずる。ただし、この期間の満了の前に、当該停止を申し立てた締約者が他方の締約者に対してその通告を撤回する旨を書面によって通告した場合は、この限りでない。

5　3に規定する停止は、当該停止が効力を生ずる日の前に他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行った適合性認定及びこれらの機関が交付した証明書に影響を及ぼすものではない。効力を生じた当該停止は、両締約者によるその旨の外交上の公文の交換の後直ちに解除することができる。

第十八条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十九条　附属書

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含むものとする。

第二十条　効力発生、暫定的適用、終了及び改正

1　この協定は、その効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了したことを確認する外交上の公文を両締約者が交換した日に効力を生ずる。

2　この協定は、その効力発生までの間、両締約者の法令に従い、署名の時から暫定的に適用される。

3　一方の締約者は、他方の締約者に対し六箇月前に書面によって通告することにより、いつでもこの協定を終了させることができる。ただし、両締約者の相互の同意によりこの期間が満了する前にその通告が撤回された場合は、この限りでない。

4　両締約者は、この協定の終了の通告の後、その終了の効力発生の日まで、この協定に基づく自己の義務を引き続き履行する。

5　この協定の終了は、この協定に定める条件に従って権限のある当局又は認定機関が交付した証明書の有効性に影響を及ぼすものではない。

6　両締約者は、書面による合意によってこの協定を改正することができる。その改正は、当該改正の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了したことを確認する外交上の公文を両締約者が交換した日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

7　6の規定にかかわらず、新たな附属書の採択又は現行の附属書の改正若しくは削除は、欧州連合が日本国政府から必要な内部手続が完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

第二十一条　正文

1　この協定は、ひとしく正文である日本語、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成した。

2　解釈に相違がある場合には、英文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十年六月二十二日にブリュッセルで作成した。

日本国のために
　兒玉和夫
欧州連合のために
　イレーナ・アンドラッシー
　アディーナ・ヴァレアン